

指 示

令和8年8月3日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

高市 早苗

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和4年9月20日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 青森県青森市において採取されたきのこ類（野生のものに限る。ただし、ならたけ、むきたけ、くりたけ及びはたけしめじを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 青森県十和田市において採取されたきのこ類（野生のものに限る。ただし、なめこ、ならたけ、ぶなはりたけ、むきたけ及びくりたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 青森県鰯ヶ沢町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。ただし、ならたけ、むきたけ、はたけしめじ及びむらさきしめじを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4. 青森県階上町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。ただし、ならたけ、くりたけ及びくりたけもどきを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

令和4年9月20日

青森県知事
三村 申吾 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
岸田 文雄

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和元年8月28日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 青森県青森市において採取されたきのこと類（野生のものに限る。ただし、ならたけ、むきたけ、くりたけ及びはたけしめじを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 青森県十和田市において採取されたきのこと類（野生のものに限る。ただし、なめこ、ならたけ、ぶなはりたけ及びむきたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 青森県鰯ヶ沢町において採取されたきのこと類（野生のものに限る。ただし、ならたけ及びむきたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
4. 青森県階上町において採取されたきのこと類（野生のものに限る。ただし、ならたけ、くりたけ及びくりたけもどきを除く。）について、当分の間、出

荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。